

契約管財局長職員表彰委員会設置要綱

制 定 平成23年3月31日
最近改正 令和5年4月1日

(設置)

第1条 契約管財局において地道に努力し一定の功績をあげている職員個人、グループ、組織単位に光をあてるこことによって、職員のモチベーションの向上を図り、職場風土の活性化につなげていくため、契約管財局長職員表彰委員会（以下「表彰委員会」という。）を設置するものとする。

(所管事務)

第2条 表彰委員会の所管事項は次のとおりとする。

- (1) 契約管財局長職員表彰に関するこ。
- (2) 契約管財局長職員表彰の選考に関するこ。

(組織)

第3条 表彰委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、契約管財局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、契約部長をもって充てる。
- 4 委員は、契約管財局の部長（契約部長を除く。）及び担当部長並びに契約管財局の各部を総括する課長及び総務担当課長をもって充てる。

(会議)

第4条 表彰委員会は委員長が委員を招集して行う。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に表彰委員会への出席を求めるこで
きる。

(庶務)

第5条 表彰委員会の庶務は、契約部制度課（総務グループ）において処理する。

(施行の細目)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。